

運営基準に関する注意点

1. 運営規程

長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 22 日条例第 5 号）

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

運営規程に定めておかなければならない事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されています。虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や、虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等について記載してください。

2. 業務継続計画（BCP）の策定等

長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 22 日条例第 5 号）

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

全ての介護サービス事業所に、災害及び感染症に関する業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられています。厚生労働省から業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン及び研修動画が公開されていますので、参考にしてください。

➤ 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

□業務継続計画未策定減算（新設）

指定居宅介護支援に要する費用の算定において、業務継続計画を策定していない場合、所定単位数から 1 % を減算します。

減算の適用

業務継続計画を策定していない事実が生じた場合、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。

※経過措置として令和7年3月31日までの間は、減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成をお願いします。

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成30年3月22日条例第5号）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

感染症の発生及びまん延の防止のため、定期的な委員会の開催や、指針の整備、研修及び訓練の実施等が義務付けられています。指針の整備に当たっては、厚生労働省の「介護現場における感染対策の手引き」等を参考にしてください。

➤ 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

4. 虐待の防止

長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成30年3月22日条例第5号）

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待の防止のため、定期的な委員会の開催や、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること等が義務付けられています。虐待の防止のための指針には、以下のような項目を記載してください。

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

□高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

指定居宅介護支援に要する費用の算定において、虐待の発生等を防止する措置を講じていない場合、所定単位数から1%減算します。

減算の適用

事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、虐待の発生などを防止する措置を講じていない場合、利用者全員について所定単位数から減算。

具体的には、①～④の事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出

- ①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない
- ②高齢者虐待防止のための指針を整備していない
- ③高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない
- ④高齢者虐待防止措置を訂正に実施するための担当者を置いていない

その後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告する⇒事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算。